

勤労ふじさわ

発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

職場におけるハラスメント対策はできていますか？

令和2年6月1日から職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となり、中小事業主についても、令和4年4月1日から義務化されています。

パワーハラスメント対策の他、セクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務となっています。

これまでも雇用管理上講ずべき措置など、職場環境の改善に取り組んでいる企業も多いかと思いますが、継続したハラスメント対策に向けて、今一度ご確認ください。



ハラスメント防止のため事業主が講ずべき措置

- | | | |
|--|--|--|
| <p>1
事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <p>ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発することなど。</p> | <p>2
相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>相談窓口を定め、労働者に周知すること。また、相談に一元的に応じることのできる体制を整備することなど。</p> | <p>3
事後の迅速かつ適切な対応</p> <p>事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実確認後は、速やかに被害者・行為者に対する措置を適正に行うこと。また、再発防止に向けた措置を講ずること。</p> |
| <p>4
職場におけるハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置等</p> <p>自身の体調・制度の利用状況等に応じた適切な業務を遂行していくという意識を持つことなどを、妊娠等をした労働者に周知・啓発することが望ましいこと。（マタニティハラスメント等について）</p> <p>コミュニケーションの活性化や円滑化のための研修等の必要な取り組みを行うこと、また適正な業務目標の設定等の職場環境の改善のための取り組みを行うことが望ましいこと。（パワーハラスメント等について）</p> | <p>5
1から4までの措置と併せて講ずべき措置</p> <p>相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知することなど。</p> | |

詳細はこちら（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



かながわ労働センター湘南支所

パワハラ、セクハラなど労働に関する労使間のトラブルの解決に向け、職員がアドバイスします。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dh3/cnt/f7598/index.html>



3月15日～5月31日
取組強化期間です

同一労働同一賃金

パートタイム・有期雇用労働法で正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています！

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。

その待遇の違い、説明できますか？

「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。不合理な待遇差について、なにもしない場合、裁判で法違反と判断される可能性もあります。

何をどう見直せばいいの？

「働き方改革推進支援センター」がそんなお悩みをサポートします！！

- * 来所・電話・メール相談 * 企業への訪問相談サービス
- * 助成金の活用相談 など

☆ 問い合わせ先：神奈川働き方改革推進支援センター

▶ 電話：0120-910-090 ▶ <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kanagawa/>



働く妊婦・事業主の皆さまへ



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について 対象期間が令和5年9月30日まで延長されました！

妊娠中の女性が新型コロナウイルス感染症に感染すると、重症化するリスクが高いとされており、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって感染への大きな不安やストレスを抱える場合があります。

こうした状況を踏まえ、母性健康管理が適切に行われるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を定めています。妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、主治医や助産師から指導を受けた場合、事業主はこの指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

「働く女性の心とからだの応援サイト」内、「妊娠出産・母性健康管理サポート」ページ
▶ https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/index_bosei.html



妊娠中の女性労働者が安心して仕事を続けられる環境づくりに努め、積極的な配慮を行った場合、助成金を活用することができます。

両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）
▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html





技能者（職人）をご推薦ください！

市では、時代のニーズに即応しながら市民生活を根幹から支える技能職者の功績を称えるとともに感謝の意を表し、毎年11月23日（勤労感謝の日）に技能者表彰式を開催しています。今年度の表彰を実施するにあたり、技能者（職人）を募集しますのでぜひご推薦ください。

募集期間	2023年5月19日 金 ~ 2023年6月30日 金
申請方法	藤沢市ホームページから様式をダウンロードし、6月30日（金）までに郵送又は持参にて推薦書をご提出ください。

表彰区分は、3区分あり、①及び②に該当する方が該当となります。

【技能功労者】

①同一職種に30年以上従事し、60歳以上の方 ②優れた技能をもち、他の模範となる方

【優秀中堅技能者】

①同一職種に20年以上従事し、40歳以上の方 ②優れた技能をもち、他の模範となる方

【優秀青年技能者】

①同一職種に10年以上従事し、40歳未満の方 ②優れた技能をもち、将来を嘱望されている方
詳細はホームページをご確認ください

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/sangyo/gino/ginousyahyousyou.html>

推薦書は、募集開始日から配布します（市ホームページにも同日掲載予定）

問い合わせ

産業労働課

TEL 0466-50-8222

住所 〒251-8601 藤沢市朝日町1-1本庁舎8階 藤沢市産業労働課



ケアラーを知っていますか？

ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする方のことです。近年、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といったさまざまな要因がある中、ケアラーの方に過重な負担が掛かっています。

ひとりで悩まずに是非ご相談ください。支援者の方も相談できます！相談窓口はこちら↓

LINEでの相談

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/line-counseling.html>



電話での相談

かながわケアラー電話相談 ☎ 045-212-0581

ケアラーについて、詳しくはこちらのサイトをご覧ください。利用できる支援の一覧の情報も掲載しています。
かながわケアラー支援ポータルサイト <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html>



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

厚生労働省では、全国の大学生等を対象として、特に多くの新入生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。

本キャンペーンは平成27年度から実施しており、本年度で9回目となります。これからアルバイトを始める学生の方、事業主の方もこの機会にぜひ労働条件の確認を積極的に行いましょう。

▶実施期間

2023年4月1日(土)～
2023年7月31日(月)



▶重点的に呼びかける事項

- (1) 労働条件の明示
- (2) シフト制労働者の適切な雇用管理
- (3) 労働時間の適正な把握
- (4) 商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- (5) 労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

▶主な取組内容

- (1) 都道府県労働局による大学等への出張相談の実施
- (2) 大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発
- (3) 都道府県労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応



☆詳しくは厚労省WEBサイトをご覧ください

▶https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32043.html



公益財団法人 湘南産業振興財団

「ベトナム人材活用セミナー」のご案内

介護・製造・建設・IT・飲食・自動車整備等で人材にお困りの企業や技能実習・特定技能等、外国人材にご興味ある方向けに「ベトナム人材活用セミナー」を参加費無料にて開催します。セミナーでは、人材紹介企業による取り組み・最新事情の他、外国人材活用事例等の紹介を行います。ぜひご参加ください。

日 時：2023年6月13日(火) 14:00～16:30

会 場：藤沢商工会館ミナパーク 6階多目的ホール

定 員：先着30名

対 象：藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の中小企業

(セミナーの趣旨上、人材紹介・派遣関連企業様の参加はご遠慮ください)



☆問い合わせ先：公益財団法人湘南産業振興財団

▶電話：0466-21-3811

▶<https://www.shonan.or.jp>